

○大阪広域環境施設組合議会（定例会）会議録（令和5年2月6日）

○議事日程

令和5年2月6日 午後2時 開議

- 第1 会期の決定
 第2 令和4年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）
 第3 令和5年度大阪広域環境施設組合一般会計予算
 第4 大阪広域環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例案
 第5 大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例案
 第6 大阪広域環境施設組合特定個人情報保護条例案
 第7 大阪広域環境施設組合情報公開条例の一部を改正する条例案
 第8 鶴見工場建替・運転委託事業の事業契約の締結について
 第9 指定金融機関の指定について
 第10 監査委員の選任について
 第11 懲戒審査委員会委員の選任について
 第12 公平委員会委員の選任について

~~~~~（以下 議決を要しない報告等）~~~~~

報告監5の第1号 令和4年度定期監査等結果報告の提出について

報告監5の第2号 例月出納検査結果報告の提出について

## ○出席議員 22人

|     |             |     |             |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 1番  | 高 山 美 佳 君   | 12番 | 北 野 妙 子 君   |
| 2番  | 岡 田 妥 知 君   | 13番 | 木 下 吉 信 君   |
| 3番  | 金 子 恵 美 君   | 14番 | 太 田 晶 也 君   |
| 4番  | 山 田 は じ め 君 | 15番 | 長 岡 ゆ り こ 君 |
| 5番  | 梅 園 周 君     | 16番 | 鑄 方 淳 治 君   |
| 6番  | 片 山 一 歩 君   | 17番 | 畑 中 一 成 君   |
| 7番  | 高 見 亮 君     | 18番 | 谷 沢 千 賀 子 君 |
| 8番  | 山 田 正 和 君   | 19番 | 久 保 貴 作 君   |
| 9番  | 辻 義 隆 君     | 20番 | 植 松 栄 次 君   |
| 10番 | 山 口 悟 朗 君   | 21番 | 高 島 賢 君     |
| 11番 | 前 田 和 彦 君   | 22番 | 工 藤 百 合 子 君 |

## ○議場に出席した執行機関及び説明員

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 管 理 者             | 松 井 一 郎 |
| 副 管 理 者           | 大 松 桂 右 |
| 事 務 局 長           | 青 野 親 裕 |
| 総 務 部 長           | 徳 本 善 久 |
| 施 設 部 長           | 金 子 正 利 |
| 総 務 部 総 務 課 長     | 吉 村 直 也 |
| 総 務 部 経 理 課 長     | 嶋 村 浩 一 |
| 施 設 部 施 設 管 理 課 長 | 藤 井 良 一 |

|           |         |
|-----------|---------|
| 施設部建設企画課長 | 宮 井 勝 久 |
| 西 淀 工 場 長 | 畑 森 俊 伸 |
| 平 野 工 場 長 | 下 田 洋 彰 |
| 東 淀 工 場 長 | 山 田 浩   |
| 鶴 見 工 場 長 | 柏 木 和 幸 |
| 八 尾 工 場 長 | 雑 喉 礼 人 |
| 舞 洲 工 場 長 | 梅 本 勝 美 |

## 開 会

令和5年2月6日午後2時開会

○議長（高山美佳君） ただいまの出席議員が定足数に達しておりますので、これより大阪広域環境施設組合議会令和5年第1回定例会を開会いたします。

## 開 議

○議長（高山美佳君） この際申し上げます。

本日の会議録署名議員に、工藤百合子君、岡田妥知君の御両君を指名いたします。

○議長（高山美佳君） この際申し上げます。

議事日程に記載のとおり、議決を要しない報告等が提出されておりますので、配付いたしております。

○議長（高山美佳君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

○議長（高山美佳君） お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高山美佳君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

○議長（高山美佳君） 次に、日程第2、議案第1号、令和4年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）ないし日程第9、議案第8号、指定金融機関の指定についてを一括して議題といたします。

○議長（高山美佳君） 理事者の説明を求めます。

青野事務局長。

（事務局長青野親裕君、答弁席へ）

○事務局長（青野親裕君） それでは、まず、議案第1号、令和4年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,188万

2,000円を減額いたしまして、総額を239億5,771万4,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、次のページに記載しております第1表歳入歳出予算補正を御覧いただきたいと存じます。

まず、2ページに記載しております歳入の補正額でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきまして、11億780万円の減額を計上しております。

次に、第5款諸収入、第2項雑入につきましては、6億1,791万8,000円の増額を計上しております。

次に、第6款組合債、第1項組合債につきましては、3億1,800万円の増額を計上しております。

以上によりまして、歳入合計で、1億7,188万2,000円の減額となっております。

一方で、3ページの歳出の補正額につきましては、まず、第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費につきまして、6,601万6,000円の減額を計上しております。

次に、第4款公債費、第1項公債費につきましては、1億586万6,000円の減額を計上しております。

以上によりまして、歳出合計で、歳入と同額の1億7,188万2,000円の減額となっております。

次に1ページに戻っていただきまして、第2条組合債の補正でございます。組合債を追加するものでございまして、内容につきましては、4ページの第2表組合債補正を御覧いただきたいと存じます。

住之江工場更新事業に伴い発行する組合債の限度額を3億1,800万円増額するものでございます。

続きまして、補正予算の概略につきまして、次のページにございます令和4年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）に関する説明書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳入予算より御説明申し上げます。

説明書の6ページ、7ページを御覧いただきたいと存じます。

上段の第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目分担金につきましては、下段の表及び8ページにございますとおり、発電収入の増及び組合債の増と歳出の削減などによりまして11億780万円の減額となっております。

負担割合の内訳につきましては、7ページにございますように大阪市が9億8,157万4,000円、八尾市が6,415万円、松原市が2,716万7,000円、守口市が3,490万9,000円の減額となっております。

次に、6ページ下段の第5款諸収入、第2項雑入、第1目廃棄物処理収入につきましては、売電量の増による発電収入の増によりまして、6億1,791万8,000円の増額となっております。

次に、8ページ、9ページを御覧いただきたいと存じます。

第6款組合債、第1項組合債、第1目清掃債につきましては、住之江工場更新事業の起債対象事業費の増によりまして、3億1,800万円の増額となっております。

続きまして、歳出予算について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、12ページ、13ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費、第1目廃棄物処理費につきましては、退職予定人数の減によります廃棄物処理職員費の減並びに住之江工場更新によります焼却残渣処分料の減及び追加工事に伴います工事請負費の増によりまして、6,601万6,000円の減額となっております。

次に、第4款公債費、第1項公債費、第2目利子につきましては、地方債の借入期間の変更等によります利子償還金の減によりまして、1億586万6,000円の減額となっております。

令和4年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）に関する説明につきましては、以上でございます。

次に、議案第2号、令和5年度大阪広域環境施設組合一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の1ページを御覧いただきたいと存じます。

歳入歳出予算につきましては、第1条のとおり、歳入歳出の総額を172億8,192万9,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきまして、次のページに記載しております第1表歳入歳出予算のとおりとするものでございます。

次に、第2条は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債いわゆる地方債でございまして、具体的な内容につきましては、4ページの第2表組合債を御覧いただきたいと存じます。

鶴見工場建替事業といたしまして、限度額8,400万円を起債するものでございまして、利率年5%以内、償還期限を据置期間も含めまして20年以内とするものでございます。

1ページに戻っていただきまして、次に、第3条でございしますが、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、借入の最高額を10億円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、令和5年度大阪広域環境施設組合一般会計予算に関する説明書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳入予算について御説明させていただきます。

6ページ、7ページを御覧いただきたいと存じます。

上段の第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、130億7,505万3,000円を計上しております。分担金につきましては、組合規約に基づきまして、構成団体に御負担いただくものでございます。

負担割合につきましては、令和5年度の各構成団体のごみ処理計画量を基本に算出しており、その内訳につきましては、7ページにございますように大阪市が109億1,796万8,000円、八尾市が9億7,078万円、松原市が5億593万4,000円、守口市が6億8,037万1,000円となっております。

6ページ下段の第2款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては、大阪広域環境施設組合財産条例に基づきます自動販売機の設置料など、行政財産の目的外使用許可に伴う施設使用料といたしまして、821万8,000円を計上しております。

8ページ、9ページを御覧いただきたいと存じます。

上段の第3款国庫支出金、第1項国庫補助金につきましては、鶴見工場建替事業にかかる国庫補助金収入といたしまして、3,862万円を計上しております。

下段の第4款財産収入、第1項財産売却収入につきましては、焼却工場や破碎施設などにおいて発生いたします金属廃材などの物品売却代金としまして、1,283万

4,000円を計上しております。

10ページ、11ページを御覧いただきたいと存じます。

上段の第5款諸収入、第1項雑入、第1目廃棄物処理収入、第1節廃棄物処理収入につきましては、ごみの焼却余熱による蒸気や破碎施設において回収しております金属の売却収入等といたしまして、5,265万6,000円を計上しております。

第2節発電収入でございますが、各工場の安定稼働による売電送電量の維持を図ることで歳入の確保に努め、39億5,174万5,000円を計上しております。

その他の歳入といたしまして、第2目雑入、第1節雑収として、5,880万3,000円を計上しております。

下段の第5款諸収入、預金利子につきましては、予算計上がないため廃項となっております。

12ページ、13ページを御覧いただきたいと存じます。

第6款組合債、第1項組合債につきましては、冒頭御説明させていただきましたとおり、鶴見工場建替事業にかかる経費に組合債の充当を考えておりまして、それに係る起債収入としまして、8,400万円を計上しております。

歳入予算の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出予算を御説明申し上げます。

説明書の16ページ、17ページを御覧いただきたいと存じます。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費につきましては、議員報酬及び議会運営に要する経費といたしまして、335万2,000円を計上しております。

次の18ページから21ページにかけて記載しております第2款総務費、第1項総務費、第1目総務費につきましては、組合の総務管理に要する経費でございますが、18ページでございますように6億2,144万5,000円を計上いたしております。

事業別としましては、19ページの説明1の総務職員費でございますが、総務管理に携わる総務部職員の給料、諸手当等に要する経費としまして、3億359万2,000円を計上しております。

また、説明2の総務管理でございますが、組合の管理運営事務に要する経費といたしまして、3億1,785万3,000円を計上しております。

次に、22ページから27ページにかけて記載しております、第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費、第1目廃棄物処理費につきましては、焼却工場及び破碎施設

の運営や維持管理、整備工事に要する経費や焼却残渣の埋立処分に要する経費、工場施設建設に要する経費並びに廃棄物の中間処理技術の調査・研究に要する経費などでございまして、22ページでございますように146億1,456万円を計上しております。

事業別としましては、23ページの説明1の廃棄物処理職員費でございますが、焼却工場、破碎施設及び北港処分地の管理運営に携わる施設部職員の給料、諸手当等に要する経費といたしまして、34億9,359万3,000円を計上しております。

説明2の廃棄物処理管理につきましては、施設部の管理運営事務に要する経費といたしまして、287万3,000円を計上しております。

次に説明3の焼却処理でございますが、まず、項目1の焼却処理につきましては、焼却工場において、適正に廃棄物を処理するために必要となる薬品費等の消耗品費及び光熱水費などの需用費のほか、関係法令に基づく排ガス、排水等の測定経費や各設備の保守点検費及び法定点検に係る検査手数料など、焼却工場を適正に運営、維持管理するために要する経費といたしまして、34億9,187万5,000円を計上しております。

25ページの項目2の焼却工場管理につきましては、焼却工場の管理運営業務に要する経費といたしまして、1,112万3,000円を計上しております。

項目3の既設工場整備につきましては、焼却炉を停止し、法令で義務付けられた法定点検を実施するとともに、各設備の機能回復や保全のための定期整備工事等に要する経費といたしまして、54億3,169万4,000円を計上しております。

項目4の工場施設建設でございますが、鶴見工場建替事業に要する経費に加えまして、住之江工場更新事業にかかる工場稼働後調査に要する経費といたしまして、2億2,867万3,000円を計上しております。

これらを合わせまして、23ページの中段でございますように、説明3の焼却処理といたしまして、91億6,336万5,000円を計上しております。

次に25ページの説明4の破碎処理でございますが、項目1の破碎処理につきましては、破碎施設の処理運営のための消耗品費や法定点検に係る検査手数料などに要する経費といたしまして、1,610万2,000円を計上いたしております。

また、項目2の既設破碎施設整備につきましては、

焼却工場と同じく、各設備の機能回復や保全のため、定期整備工事等を行う経費といたしまして、3億7,742万5,000円を計上しております。

次に27ページの説明5の埋立処分といたしまして、まず、項目1の北港処分地でございますが、焼却工場で発生します焼却残滓を各工場から北港処分地に運搬するための経費や北港処分地において焼却残滓を適正に埋立処分するために要する経費などといたしまして、3億3,755万8,000円を計上しております。

また、項目2の大阪湾広域臨海環境整備センターでございますが、いわゆるフェニックスセンターにおいて処分する焼却残滓の運搬や投棄処分に要する経費といたしまして、9億2,236万4,000円を計上しております。

次に、項目3の処分地造成といたしまして、北港処分地の廃水浄化設備や凝集沈殿装置の整備費用、覆土用材に用いる山土の購入経費にかかる経費などとして、2億9,519万1,000円を計上しております。

説明6の技術調査・研究でございますが、廃棄物の資源化及び中間処理技術の調査・研究といたしまして、焼却灰の有効利用に関する調査研究や廃棄物処理を行う上で課題となる様々な事象に対し、その原因追究を図るとともに対策を見出し、既設の焼却工場における改善並びに新工場における技術的検討に資するための研究に要する経費といたしまして、608万9,000円を計上しております。

28ページ、29ページを御覧いただきたいと存じます。

上段の第4款公債費、第1項公債費につきましては、焼却工場や破碎施設の施設整備に係る整備事業費、工場更新・建替事業費等に充当する組合債の元利償還金といたしまして、20億3,257万2,000円を計上しております。

下段の第5款予備費、第1項予備費につきましては、1,000万円を計上しております。

以上が、歳出予算でございます。

続きまして、31ページ以降につきましては、給与費明細書を記載させていただいております。

32ページ、33ページにつきましては、監査委員など特別職の報酬でございます。

34ページから35ページにかけては、一般職の給与明細書でございます。給与につきましては、大阪市の給与制度に準じて御提案いたしております。

36ページ、37ページにつきましては、職員の給料及び職員手当の増減額の明細としまして、令和4年度予算

との増減額の説明となっております。

また、38ページからの給料及び職員手当の増減額の状態等につきましては、令和4年10月1日現在における給与等の状況を記載させていただいております。

次に48ページ、49ページにつきましては、債務負担行為に関する調書でございます。

令和5年度以降にわたるものについての調書でございますが、議決済分といたしまして、住之江工場更新・運営事業、鶴見工場建替・運転委託事業を記載いたしております。

最後に、52ページを御覧いただきたいと存じます。

組合債現在高調書でございますが、組合に引継がれました財政融資資金借入金に加えまして、組合設立後に発行いたしました組合債や令和4年度及び5年度に組合として発行予定の組合債、環境施設組合が償還負担する市場公募債などの償還負担金につきまして、令和3年度末現在高、令和4年度末現在高見込額、令和5年度中の増減見込み及び令和5年度末の現在高見込額を記載させていただいております。

令和5年度大阪広域環境施設組合一般会計予算に関する説明については、以上でございます。

次に、議案第3号、大阪広域環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

人事配置の見直しに伴い職員の定数を変更するため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第4号、大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例案について御説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、実施機関又は組合議会が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第5号、大阪広域環境施設組合特定個人情報保護条例案について御説明申し上げます。

実施機関又は組合議会が保有する個人番号をその内容に含む個人情報の取扱い等に関し個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の特例その他必要な事項を定めるため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第6号、大阪広域環境施設組合情報公開条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

行政機関等匿名加工情報等を非公開情報として新たに規定するとともに、その他必要な規定を整備するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第7号、鶴見工場建替・運転委託事業の事業契約の締結について御説明申し上げます。

同事業の契約締結に当たり、議会の議決に付すべき契約に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

事業の概要でございますが、鶴見工場は平成2年3月に竣工後、約33年間稼働してまいりましたが、設備の老朽化に伴い、令和5年3月に休止し、建て替えを行うものでございます。本事業では、施設の設計・建設業務を行うとともに、竣工後20年間の運転管理業務を併せて実施いたします。焼却炉の処理方式は全連続燃焼式のストーカ炉で、処理能力は1日あたり620トンでございます。

契約の相手方でございますが、基本契約は、日立造船株式会社、株式会社大林組、Hitz環境サービス株式会社の3社でございます。建設工事請負契約は、日立造船株式会社と株式会社大林組を構成員とする日立造船・大林組特定建設工事共同企業体でございます。また、運転管理業務委託契約は、Hitz環境サービスと日立造船株式会社を構成員とするHitz環境サービス・日立造船共同企業体でございます。

契約金額は、事業契約といたしまして、税込みで547億5,800万円でございます。契約金額の内訳は、建設工事請負契約が487億3,000万円、運転管理業務委託契約が、60億2,800万円でございます。

契約期限でございますが、設計・建設業務が契約締結後約6年間の令和11年3月31日まで、運転管理業務が、竣工後から20年間の令和31年3月31日まででございます。

事業場所は、大阪市鶴見区焼野2丁目11番でございます。

なお、議会の議決に付すべき契約に関する条例では、予定価格が6億円を超える工事又は製造の請負について、議会の議決に付さなければならないとなっており、本来であれば建設工事請負契約のみが議決対象となりますが、本事業につきましては、設計・建設から運転管理までを民間事業者に一括かつ長期的に委ねる公設運転委託方式を採用して、契約手続きを進めており、基本契約、建設工事請負契約、運転管理業務委託契約が不可分一体の事業契約として構成されております。

そのため、本事業につきましては、建設工事請負契約だけではなく、3つの契約を同時に締結する事業契約の締結として、御審議をお願いするものでございます。

次に、議案第8号、指定金融機関の指定について御説明申し上げます。

令和5年4月1日からの本組合における公金の収納又は支払の事務を取り扱う指定金融機関を指定するため、地方自治法第292条において準用する同法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定金融機関予定者の選定につきましては、令和4年11月にプロポーザル方式により指定を受けようとする事業者を公募し、外部の有識者から成る指定金融機関選定委員会の御意見を踏まえた上で、総合的な評価審査を行いました。

その結果、株式会社三井住友銀行を指定金融機関に指定したいと考えております。

指定期間につきましては、令和5年4月1日から令和9年9月30日までの4年6カ月間としております。

以上、議案第1号、令和4年度大阪広域環境施設組合一般会計補正予算（第2号）ないし議案第8号、指定金融機関の指定について御説明いたしました。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（高山美佳君） これより質疑を行います。

○議長（高山美佳君） 山田はじめ君の質疑を許します。  
4番山田はじめ君。

（4番山田はじめ君、発言席へ）

○4番（山田はじめ君） 私からは、議案第7号、鶴見工場建替・運転委託事業の事業契約の締結について、お伺いします。

現在、更新工事を行っている住之江工場が今年度末に竣工し、次に鶴見工場の建て替えに移っていくということです。

これまで、契約事務を行っていた関係で、入札の詳細についてお伺いする機会がありませんでしたが、今回、落札者も決定したことから、これらのことについて改めてお伺いしたいと思います。

まず初めに、これまでの入札の経過について教えてください。

○議長（高山美佳君） 理事者の答弁を許します。

宮井施設部建設企画課長。

（施設部建設企画課長宮井勝久君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（宮井勝久君） お答えいたします。

鶴見工場建替・運転委託事業に係る入札の経過でございますが、当組合の公共工事総合評価落札方式実施要領に基づき、令和3年11月5日に第1回技術審査委員会を開催し、本事業に総合評価落札方式を適用することを確認しました。

その後、同委員会におきまして、学識経験者の御意見を伺いながら、落札者決定基準や要求水準書などを作成し、令和4年4月15日に入札公告を実施、入札説明書等に対する質問・回答や現地見学会の開催等の手続きを経まして、令和4年9月末に1グループの入札参加者から提案書を受付しました。

受付した提案書の内容につきましては、第4回技術審査委員会を令和4年11月14日に開催し、審査項目ごとに加点審査を行い、日立造船グループを落札候補者として選定しました。

入札結果につきましては、入札参加者は、株式会社日立造船を代表企業とする1グループのみであり、予定価格が税込みで547億8,728万2,000円であったのに対して、落札価格が547億5,800万円であり、落札率は99.95%でありました。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 4番山田はじめ君。

○4番（山田はじめ君） ただ今の御答弁において、このたびの入札では、入札参加者が1者のみの入札で、落札率も高かったとのことでした。

この点について、入札参加者が1者であった理由は把握されておられるのでしょうか。このたびの入札の結果について、どのように考えているのか御説明をお願いします。

○議長（高山美佳君） 宮井建設企画課長。

（施設部建設企画課長宮井勝久君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（宮井勝久君） お答えいたします。

鶴見工場建替・運転委託事業の入札参加者が1者であった件につきましては、その要因を把握するため、当組合におきまして、入札参加資格を有しながら入札に参加しなかったプラントメーカー4者にヒアリングを行いました。

ヒアリングの結果、全てのプラントメーカーが鶴見

工場建替・運転委託事業に関する入札が行われていることは認識しておりました。

プラントメーカーが入札に参加しなかった理由としましては、入札参加意欲はあったものの、経営資源の限られた中、既に受注済みの案件や会社として入札参加を優先すべき案件があり入札参加を見送ったこと、また、情勢が不安定であり電子部品等の入手が難しい、昨今の物価上昇を考慮すると事前に公表していた設計・建設業務の予定価格が少し厳しかったなどの意見が挙げられました。

また、落札率は高かったものの、設計・建設工事にかかる落札価格は、日量620トンの処理能力に対して税込み487億3,000万円であり、ごみ処理能力1トン当たりの単価は約7,900万円でありました。

一方、当組合におきまして、他都市で平成29年4月から令和4年11月までの間に契約されたごみ焼却工場建替事業のうち、処理能力が日量100トン以上の契約実績について調査した結果、ごみ処理能力1トン当たりの平均単価は、消費税10%換算で約9,400万円でありましたことから、今回の鶴見工場における契約額は、比較的安価であり、適切なものであったと考えております。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 4番山田はじめ君。

○4番（山田はじめ君） このたびの入札結果は、落札率が高かったものの、他都市の契約実績と比較して安価であったとのことでした。

ただ、やはり入札参加者が1者のみということで、入札における競争性を確保する観点から、今後、改善の余地もあるのではないかと思います。見解をお聞かせください。

○議長（高山美佳君） 宮井建設企画課長。

（施設部建設企画課長宮井勝久君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（宮井勝久君） お答えいたします。

このたびの入札におきましては、プラントメーカーからのヒアリング結果から、各社とも入札の情報は把握していたものの、各社の経営戦略上の問題や、社会環境の状況から見た予定価格が厳しかったこと等から入札参加を見送ったことが窺えました。

しかしながら、ごみ焼却工場の建替・運転委託事業では、ごみ焼却工場の建設からその後の運転までを民間事業者に一括かつ長期的に委ねることになるため、より

良い提案を受けるためにも、競争性を確保することは重要な課題であると認識しております。

今後のごみ焼却工場の入札におきましては、社会環境の変化を踏まえながら、入札参加資格要件の緩和や予定価格の設定等、より多くの事業者が入札に参加できるよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 4番山田はじめ君。

○4番（山田はじめ君） ごみ焼却工場は市民生活に直結する重要なインフラであり、事業の確実性を求めることは理解しますが、契約における競争性の確保もまた大変に重要な課題です。契約における実質的な競争性を確保するべく、検討をしていただきたいと思います。

ところで、大阪市では2050年の「ゼロカーボンおおさか」の実現を長期目標に掲げ、2030年度までに市域の温室効果ガス排出量を2013年度から50%削減するため、地球温暖化対策の取組を推進しているところです。

鶴見工場における脱炭素社会への取組についてお聞かせください。

○議長（高山美佳君） 宮井建設企画課長。

（施設部建設企画課長宮井勝久君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（宮井勝久君） お答えいたします。

鶴見工場では、より積極的なごみ焼却余熱のエネルギー回収ができるよう、ボイラーの蒸気圧力をこれまでの工場の1.5倍に設定するほか、乾式排ガス処理や蒸気を使用しない圧力波式スートブローなどの工夫を行うことで、現時点で国内最高レベルの発電効率27.8%、定格発電量約2万1,000キロワットアワーとする計画でございます。

また、プラント設備及び建築設備への省エネ機器採用により、現在の鶴見工場よりも11%程度所内負荷を低減するほか、脱炭素社会に向け、国が推進しております建築物のZEB（ゼブ）化への取組として、工場棟とは別に管理棟を設け、屋上に太陽光パネルを設置してエネルギーを創出するとともに、省エネ設備の導入や外壁等の断熱性能を向上させて、管理棟でのNearly ZEB（ニアリーゼブ）認証を取得する予定でございます。

見学者への啓発設備におきましては、脱炭素に関する先端技術である、排ガス中から回収した二酸化炭素と水素からメタンガスを合成する「メタネーション」や、燃料ガスと酸素を化学反応させて電力と温水を生成する

「燃料電池」の技術を紹介するなど、見学者対応にも工夫を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 4番山田はじめ君。

○4番（山田はじめ君） 鶴見工場は、国内最高レベルの発電効率とするなど、脱炭素社会に向けた取組を行うとのことですが、その建替工事は、工事着工から竣工まで6年間に及ぶ大掛かりな工事であり、近隣住民の皆さんへの対策に十分配慮しながら、工事を進めていただくようお願いをしたいと思います。

また、現在更新工事中の住之江工場は、昨年12月からごみの焼却を伴う試運転を開始し、今年度末には竣工する予定とお聞きしています。

住之江工場は、環境施設組合として初めてのDBO方式であり、民間事業者がごみ焼却工場の運営を行う初めてのケースとなることから、これまで環境施設組合が培ってきたごみ焼却工場運営のノウハウを発揮して、住之江工場が安定的かつ継続的に運転できるよう、しっかりと民間事業者の運営状況をモニタリングし、公共としての役割を果たしていただくよう要望させていただきます。

私からは以上で終わります。

○議長（高山美佳君） 次に山田正和君の質疑を許します。

8番山田正和君。

（8番山田正和君、発言席へ）

○8番（山田正和君） 大阪市委公明党の山田でございます。

私からも議案第7号鶴見工場建替・運転委託事業の事業契約の締結について質疑をさせていただきます。

本件は現在稼働しております鶴見区のごみ焼却工場である鶴見工場の老朽化による建て替えであるとお伺いしております。

また、新しいごみ焼却工場の処理能力は日量620トンとお伺いしておりますけれども、現在の鶴見工場は日量600トンであり、20トン程処理能力が増加するというところでございます。

まず、この理由について確認をさせていただきます。

○議長（高山美佳君） 理事者の答弁を許します。

宮井施設部建設企画課長。

（施設部建設企画課長宮井勝久君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（宮井勝久君） お答えいたしま

す。

鶴見工場の処理能力につきましては、令和2年3月に策定しました、環境施設組合の一般廃棄物処理基本計画に基づき、日量600トンの処理能力から日量620トンとしております。

環境施設組合の「ごみ焼却工場の整備・配置計画」は、平成24年4月の大阪市戦略会議において策定した計画を引き継ぐこととしたものであり、鶴見工場の処理能力は、日量450トンでプラント更新する計画としておりました。

しかし、平成30年9月に行った、守口市の参加に伴う広域化検証の際に、守口市のごみ処理に必要な処理能力といたしまして、日量120トンを加え、日量570トンで建て替えることとした計画をお示ししておりました。

その後、令和2年3月に改訂しました一般廃棄物処理基本計画を検討する中で、処理能力日量900トンの舞洲工場や平野工場を整備する際に、年間で約1.5万トン、日量に換算しますと約50トンの処理能力不足が生じることが想定されました。

このため、日量570トンに不足する処理能力の日量50トンを加えまして、日量620トンと計画いたしました。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 8番山田正和君。

○8番（山田正和君） 今回の鶴見工場の建て替えにおきます、処理能力の増加は、長期的な建て替えを見据えた環境施設組合の一般廃棄物処理基本計画に基づくものということでございます。

以前は、港・大正・森ノ宮に工場があって、これらが順次廃止されてきたわけですが、それでは改めて、環境施設組合のごみ焼却工場における今後の建て替え計画と、処理能力の確保に関する基本的な考え方を教えていただきたいと思っております。

○議長（高山美佳君） 宮井建設企画課長。

（施設部建設企画課長宮井勝久君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（宮井勝久君） お答えいたします。

環境施設組合の「ごみ焼却工場の整備・配置計画」は、平成25年3月に設立時の構成市である大阪市・八尾市・松原市の3市で基本合意の上、大阪市が平成24年4月の大阪市戦略会議で方針決定した「整備・配置計画」を引き継ぐこととなっておりますため、同計画に基づき、住之江工場を平成27年度末に更新のため休止しまして、

以降は6工場稼働、1工場建て替えの体制としております。

今後の建て替え計画につきましては、令和2年3月に改定しました一般廃棄物処理基本計画におきまして、鶴見工場に次いで稼働期間の長い西淀工場の建て替えを計画し、その処理能力につきましては、現在の処理能力と同じ日量600トンとしました。

しかしながら、令和7年度に予定している一般廃棄物処理基本計画の改定時には、各構成市のごみ処理量に合わせて、西淀工場以降の焼却工場の処理能力について、見直しが必要になるものと考えております。

なお、環境施設組合全体の年間の処理能力につきましては、各構成市のごみ処理量の合計に余力として10%を加算した能力を確保するものとしております。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 8番山田正和君。

○8番（山田正和君） 今、環境施設組合のごみ処理能力の基本的な考え方を聞かせていただきました。

一方で、ごみ焼却工場は365日間稼働しているわけではなく、設備の整備や故障等により工場の稼働が停止することもあると聞いておりますけれど、ごみ焼却工場の稼働計画について教えていただきたいと思っております。

○議長（高山美佳君） 藤井施設部施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

ごみ焼却工場では、法令で定められた機器の点検整備を実施するために、毎年、焼却炉を長期に停止して行う定期整備工事と定期整備工事までに事前調査と簡易点検を行う中間整備工事を実施しており、計画的に焼却炉を運転し、年間計画稼働日数を297日としております。

定期的に行う機器の整備・補修工事では、設備の状況や故障事例を十分に踏まえた工事計画を立て、予防保全に努め、故障による停止を抑制することとしております。

長期間の停止を伴う定期整備工事の計画立案にあつては、年間を通して6工場の停止する期間を割り振るとともに、ごみ焼却工場の配置を考慮し、全体的な処理能力の低下とごみ搬入が可能な工場の地域的な偏りがないように計画を策定しております。

なお、故障すると長期にわたって焼却炉を停止する可能性があるボイラー設備や排ガス処理設備等の重要な設備については、計画的に整備を行い、故障のリスクを減

らすよう努めております。

しかし、老朽化に伴う突発的な故障により焼却炉が停止し、急な搬入変更が生じて御迷惑をおかけしている状況もあるため、引き続き停止日数の短縮を図り、処理能力の確保と安定稼働に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 8番山田正和君。

○8番（山田正和君） 現在のごみ処理計画では、7カ所のごみ焼却工場のうち6カ所を稼働させるとともに、ごみ処理量の10%の余力を確保するというところでございましたが、実際には突発的な故障により焼却炉が停止して、急な搬入変更が生じることがあるということでもあります。

さらには、毎年、焼却炉を長期にわたって停止する定期整備工事等を行っているとのことでしたが、つまり、6工場稼働と言っても、年中6カ所のごみ焼却工場にごみを搬入できるわけではなく、実質的には5.5工場といった数字になるかと思えます。

その影響を直接的に受けるのはごみの搬入をされている方々でございます。

直営収集も当然でございますが、大阪市から排出される一般廃棄物のおよそ6割を占める事業系ごみを収集されている許可業者の方々も、搬入を予定している工場の停止に伴って、より遠方のごみ焼却工場に搬入することを余儀なくされることとなります。

こうした状況の中で、このたび大阪市の許可業者の集まりでございます一般廃棄物適正処理協会から要望書が提出されたと聞いておりますけれども、その内容がどのようなものであったのか、確認をさせていただきます。

○議長（高山美佳君） 藤井施設部施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会からは、令和4年10月18日付けで「住之江工場再稼働に係る要望書」が当組合に対し提出されました。

御要望としては、住之江工場への試運転期間中の搬入開始時期について、鶴見工場と併用になりますが、令和5年1月から昼間・夜間とも搬入できるように、また、処理施設の搬入停止時間の解除を行い、24時間受入れできる体制の構築、特に令和4年12月31日大晦日の深夜の搬入停止時間の解除などの御要望がありました。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 8番山田正和君。

○8番（山田正和君） 今、一般廃棄物適正処理協会からの要望の内容についてお答えいただきましたけれど、その後、組合からの回答としては、住之江工場の試運転期間中である1月からのごみの受入れや24時間の受入れについては困難であるとして、その一方で、令和4年12月31日の深夜の搬入受入れに関しては、舞洲工場で受入れできる体制をとって対応されたと聞いております。要望の中でも、大晦日の受入れのみしか対応できていない状況だったとのことでございます。

一般廃棄物適正処理協会からの提出されました要望は、許可業者の方々がごみの受入れ体制について、収集輸送の効率性を確保するために柔軟な対応を求めたものであると思います。特に、昨今の燃料費高騰等の影響がある中では、なおさら、そういった要望が出てくるのかなと思います。

こうした声がある中で、急な搬入先の変更等を最小限に止めるために、できるだけごみ焼却工場を安定的に稼働させるとともに、適正な処理能力を確保することは、ごみの収集・輸送を含めたごみ処理事業全体にとって不可欠でございます。今後、ごみ焼却工場の建て替えを進めていく中で、こうしたことも考慮していただきたいと思えます。

加えて、今年度末に竣工いたします住之江工場及び今回の議案になっている鶴見工場は委託を行うということでございますが、6カ所のごみ焼却工場でも、直営と委託が混在することとなります。

このため、今後、直営の工場と委託の工場がしっかりと連携を図るとともに、許可業者の方々とも意思疎通を図っていただきながら、ごみの受入れについても柔軟に対応できるような体制づくりに努めていただくことを要望いたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（高山美佳君） 次に山口悟朗君の質疑を許します。

10番山口悟朗君。

（10番山口悟朗君、発言席へ）

○10番（山口悟朗君） 公明党の山口です。よろしくお願いたします。

先ほどの質疑にもございましたけれど、議案7号の鶴見工場建替・運転委託事業の事業契約の締結についてお聞きをいたします。

まず始めに、今回の鶴見工場は運転業務委託で行うということですが、これは、住之江工場で採用したDBO方式とはどう違うのでしょうか。

また、鶴見工場以降のごみ焼却工場の運営方法については、どのようなお考えか、お答え願います。

○議長（高山美佳君） 理事者の答弁を許します。

宮井施設部建設企画課長。

（施設部建設企画課長宮井勝久君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（宮井勝久君） お答えいたします。

現在、更新事業を進めております住之江工場で採用したDBO方式は、工場建物や設備の設計・施工から、現在、技術職員が行っている定期整備工事や薬品等の資料調達を含めた運転管理業務を一括して、長期にわたって民間事業者へ委託する方式でございます。

一方で、鶴見工場で採用いたします運転業務委託は、現在、技術職員が行っている工場の運転計画の策定やプラント設備の整備計画の立案、定期整備工事等の発注、監督、検査業務等は引き続き組合職員が行い、技能職員が行っております日常の運転監視や点検等の業務のみを民間事業者へ委託する方式でございます。

また、今後のごみ焼却工場の運営方針といたしましては、平成24年度に大阪府市統合本部会議で示されたとおり、稼働している6工場のうち、2工場はDBO方式、2工場は運転業務委託、2工場は直営による運営を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 10番山口悟朗君。

○10番（山口悟朗君） 今回、鶴見工場で採用する運転委託方式というのは、住之江工場で採用したDBO方式とは異なり、現在の技能職員が行っている日常の運転監視や点検等の業務のみを民間事業者へ委託する方式でございました。

しかし、運転業務委託を行うことで、今まで組合の職員が蓄積してきましたごみ焼却工場の管理に必要な様々なノウハウまで失っていくことにつながるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（高山美佳君） 宮井建設企画課長。

（施設部建設企画課長宮井勝久君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（宮井勝久君） お答えいたします。

鶴見工場で採用いたします運転業務委託は、現在、技

能職員が行っております日常の運転監視や点検等の業務のみを民間事業者へ委託する方式でございます。

しかしながら、技能職員が行っている工場設備の定期的な整備業務や修繕、技術職員が行っております工場の運転計画の策定やプラント設備の整備計画の立案、毎年実施しております定期整備工事等の発注、監督、検査業務等は引き続き組合職員が行うこととなっております。

これらの業務は、ごみ焼却工場を維持・管理していく上で必要なノウハウを得ることにつながりますとともに、新たなごみ焼却工場の建設に関する知識と経験を得る上でも重要な要素でございます。

また、ボイラー・タービン主任技術者や電気主任技術者といった、ごみ焼却工場を管理する上で免許が必要な業務等につきましても、組合職員が担当することとなっております。

こうした業務を通して、組合職員の技術力の維持・向上に資するものと考えております。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 10番山口悟朗君。

○10番（山口悟朗君） 鶴見工場で運転業務委託を行っても、ある程度の技術力の維持・向上に資するということですが、一方で、先ほどの答弁にございましたように、今後の方針として、2カ所の直営工場を残して、ごみ焼却工場の委託化を進めていく方向だということでありましたけれど、直営の技術力というのは、日常の運転管理だけでなく、災害時等の危機管理にも発揮されるものと思われま

す。そういった意味でも、職員の技術力の維持・向上というのは、快適な市民生活を支えているごみ焼却工場を適切に管理していく上でも、重要な要素であると考えます。

今後、ごみ焼却工場の委託化を進めていくことで、直営工場が少なくなり、技術力の低下や災害時の危機管理能力の低下につながるのではないかとと思いますが、その対応についてお聞かせください。

○議長（高山美佳君） 宮井建設企画課長。

（施設部建設企画課長宮井勝久君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（宮井勝久君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、組合職員の技術力の維持・向上は、ごみ焼却工場を適正に管理していく上で、重要な要素であると認識しております。

これまで、環境施設組合のごみ焼却工場は直営で焼却事業を行ってまいりましたが、現在、更新工事を行っている住之江工場はDBO方式であり、今回、契約案件を上程しております鶴見工場では運転業務委託を行う計画でございますが、先にお答えしたとおり、今後も直営工場は残していく方針としており、このことは、当然ながら職員の技術力の維持・向上に資するものと考えております。

さらに、こうした様々な運営形態を採用し検証することで、それぞれのごみ焼却工場の運営形態における良い部分を取り入れながら、将来的な技術力の維持・向上を行いますとともに、災害時の危機管理能力を高めていくための手法につきまして、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 10番山口悟朗君。

○10番（山口悟朗君） 今後も直営工場を残していくことに加えまして、様々な運営形態を検証することで、将来的にも技術力の維持・向上が図れるとこのことでございました。

こうしたごみ焼却工場の運転業務等に従事する技能職員の新規採用を令和5年度から実施ということになりますが、新たに採用いたします技能職員に対しまして、ごみ焼却工場の維持・管理に必要な技術力を継承していくことが必要であると考えます。

今後の採用計画と新規採用職員に対する研修体制についてお答え願います。

○議長（高山美佳君） 吉村総務部総務課長。

（総務部総務課長吉村直也君、答弁席へ）

○総務部総務課長（吉村直也君） お答えいたします。

技能職員の職員数につきましては、現在在職している技能職員が全員65歳まで勤めると仮定しても、令和7年度以降、恒常的に職員数が不足するだけでなく、同年度には技能職員の平均年齢が55歳を超える見込みでございます。

このような状況を踏まえ、職員の不足を補いつつ、年齢構成の適正化を図るため、令和5年度から計画的に職員の新規採用を実施することとし、定年退職以外の退職に伴う職員数の減少にも影響されますが、当面は毎年5名程度の採用を予定しております。

新規採用職員に対する研修につきましては、当組合の組織体制や事業概要、地方公務員としての心構えなど、

一般的な研修だけでなく、ごみ焼却工場の各設備の仕組みや関係法令、また、業務に必要な安全作業に関する手引きなどに加え、廃棄物処理施設に関する業務に従事する際に必要な「ダイオキシン類作業従事者特別教育」の受講や酸素欠乏危険場所での作業従事などに必要な特別教育も順次実施いたします。

ごみ焼却工場での運転業務にかかる日常点検や整備業務などは、業務を進める中で随時教育するOJT形式で研修し、実施に当たりましては、中央制御室での運転監視業務、搬入物検査業務などの日常業務やごみクレーンなど各設備の月例点検など、職員個々の習熟度に応じて繰り返し必要な作業に従事させるとともに、複数年かけて様々な知識と経験を積ませるなど、技術の継承、維持、向上が図れる研修体制を考えております。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 10番山口悟朗君。

○10番（山口悟朗君） 市民の衛生的な生活環境を維持するために不可欠なインフラでございますごみ焼却工場を支える職員の技術力の育成・継承というのは大きな課題であると考えます。

ごみ焼却工場の運営に委託をするという手法を取り入れていくにしても、全てを民間事業者に委ねてしまうのではなく、長い歴史の中で培われました組合職員の持つ技術力を絶やすことないように、維持・向上に向けた取組を進めていただくよう要望いたしまして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（高山美佳君） 次に前田和彦君の質疑を許します。

11番前田和彦君。

（11番前田和彦君、発言席へ）

○11番（前田和彦君） 自民党市民クラブ大阪市議員の前田和彦でございます。

私の方からも、令和5年度の予算に関連して、住之江工場のことについてお伺いさせていただきます。

今年度末で住之江工場が竣工して、令和5年度から本格稼働していくということでございます。

まず最初に、今回の予算において住之江工場にはどの程度のごみの処理を見込んでいるのか教えていただけますでしょうか。

○議長（高山美佳君） 理事者の答弁を許します。

藤井施設部施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

今年度末に竣工する住之江工場の焼却能力は日量400トンでございます。定期整備等の期間を除いて年間297日の稼働を予定しており、年間では約12万トンの処理を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 11番前田和彦君。

○11番（前田和彦君） 住之江工場でのごみ処理量は約12万トンを見込んでいるとのことでございます。

大阪市ではごみ収集量の約6割を事業系ごみが占めているということです。また、その事業系ごみを主に収集しているのが大阪市から許可を得た許可業者でございますけれども、許可業者にとってみると、できる限りごみを効率的に収集搬送したい。それが許可業者サイドにとっては、先ほども質疑がありましたけれど、どこの許可業者も人が足りないということで難しい状況になっている。ですので、少ない人の中で、限られた時間と予算の中で、いかに効率的にやるか。これは許可業者サイドのそれぞれの経営にも影響を与えてくるということであろうと思います。

このたび竣工を迎える住之江工場も、効率的なごみの収集搬送について大きな役割を果たしていきと思っておりますが、先般、質疑調整の際にいろいろと伺っておりますと、大阪市の許可業者の方からも、現場サイドでごみを収集する上での切実な要望が出されているとの説明を受けました。

まず、一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会から要望が出されているとお聞きしておりますけれども、その要望の内容を教えてくださいませんか。

○議長（高山美佳君） 藤井施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会からは、令和4年10月18日付けで「住之江工場再稼働に係る要望書」が当組合に対し提出されました。

御要望としては、住之江工場への早期搬入開始や、搬入停止時間の解除を行い、24時間受入れできる体制の構築、特に令和4年12月31日の深夜の搬入停止時間の解除などがございました。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 11番前田和彦君。

○11番（前田和彦君） 要望内容は、住之江工場への早期搬入開始、そしてまた24時間受入れできる体制、深夜の搬入停止時間の解除、こういったことが現場から声が上がってきているとのことで、順番に確認していきたいのですが、住之江工場は令和4年11月から既に直営収集によってごみの搬入を開始し、現在、試運転が始まっている最中であると聞いております。一方で、直営は搬入できるが、許可業者は未だ搬入できないとお聞きしています。

今回の要望内容を見ていくと、住之江工場でもなんとか令和5年1月からごみの搬入ができないかというものがあります。以前までは6工場が上手く回っていたかもしれませんが、今は各工場が老朽化していて、6工場が稼働している時期が非常に少ないと聞いています。「またこの工場が古くなってごみが詰まって、燃やせなくなって」というのが結構続いているようです。その状況が最近頻繁に起こりすぎていることから、令和5年1月から住之江工場に搬入することができると人員体制、経営状況を踏まえると助かるとの声があるようです。

搬入開始に当たっては昼間・夜間とも搬入できるようにとの要望が出ているのですが、組合としてはどのように対応するつもりなのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（高山美佳君） 藤井施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

許可業者の住之江工場搬入につきましては、令和5年3月16日の昼間搬入から開始し、夜間搬入は令和5年4月8日からとしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 11番前田和彦君。

○11番（前田和彦君） 要望では、令和5年1月から搬入ができるようにとのことだったのですが、行政サイドとしては、許可業者が住之江工場に昼間搬入できるのは3月16日から、夜間搬入については4月8日からということであり、1月からの搬入は難しいとの回答であるということです。

要望を受けて組合としても検討いただいたと思いますが、なぜ1月からの搬入受入れが難しいのか教えてくださいませんか。

○議長（高山美佳君） 藤井施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

住之江工場の試運転期間においては、各機器調整や焼却設備の性能試験、ボイラー・タービン発電所の試験、炉の立上下げ調整等を行うため、常に100%の焼却が行われているわけではなく、運転・停止を繰り返し行う計画としております。

このため、組合全体のごみ処理能力を安定的に確保するためには、鶴見工場を令和5年3月まで運転せざるを得ない状況であり、現時点の要員体制では、住之江工場で許可業者のごみをチェックする搬入物検査を実施する体制を確保することができません。

また、住之江工場は令和5年4月1日から本格稼働となりますが、住之江工場での搬入物検査を担当する職員に対して、住之江工場での現地設備を用いた研修を実施する必要があり、令和5年4月8日からの受入れとせざるを得ない状況でございます。

そのような状況ではありますが、許可業者の住之江工場搬入については、組合本局に勤務する職員から応援職員を派遣することで、令和5年3月16日より昼間搬入を開始することとしております。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 11番前田和彦君。

○11番（前田和彦君） 住之江工場に搬入しようとする、直営と違って、許可業者は搬入物検査を受けてから搬入しないといけないということですね。搬入物検査を実施する体制が組合の方では組めない、要は人が足りないということです。これがもし、実施する体制が組めればもう少し早く搬入受入れができるのだけれど、鶴見工場も3月末まで運転があるので余力がないということで厳しいという回答ということですね。これは、かなりパンパンの状態になってきているということが否めない。

また、技術を持たれているベテランの職員が今後辞めていかれるということで、その分、新規職員を採用するというのですが、新規職員が入って、体制が整えば搬入受入れが可能なのか。人員体制について、技術承継も含めて、本気で考えていけない時期が来ていると思います。

その中で、足元の人員体制では、4月以降に搬入受

入れを開始せざるを得ないということですが、一方で搬入停止時間の解除を行い、24時間受入れできる体制を構築してもらいたいとの要望についてはどのようになっているのか、教えていただきたい。

○議長（高山美佳君） 藤井施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

現在の焼却工場における搬入停止時間は、12時から13時、16時から17時、23時から翌1時で、1日当たり延べ4時間のほか、日曜日の13時から16時としております。この時間帯は、搬入されたごみを混ぜ合わせて安定的に焼却処理するためのごみの攪拌作業や、クレーン設備等の点検・整備・清掃等、ごみを安全に受け入れられるための重要な作業に充てております。

また、職員の休憩時間にも充てており、特に長時間労働となる2直勤務いわゆる夜間勤務においては、搬入のない時間帯に休憩時間を取得させ、搬入時間帯には隙間なく搬入物検査が行えるような運営体制としているため、現状の体制のまま24時間受入れを行うことは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 11番前田和彦君。

○11番（前田和彦君） だいたい1日4時間くらい工場に搬入するのを停止している時間帯があり、その時間を使って点検や休憩時間を確保していらっしゃるのと。今の人員体制のまま24時間受入れするという事は難しいということで、ここも結局のところ現在の人員体制を変えていかない限り、4時間が仮に3時間になったりするのは難しいということなのだと思います。

一つ追加でお聞きしますが、令和4年12月31日の深夜の搬入停止時間を解除してもらいたいとの要望については、どのように対応したのかお伺いします。

○議長（高山美佳君） 藤井施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

令和4年12月31日の深夜の搬入に関しましては、職員の休憩時間を別の時間帯で取得することで、試験的に舞洲工場を受入れました。

具体的には、23時から翌1時の搬入停止時間を解除し、翌5時から翌9時までを搬入停止として対応しまし

たが、搬入停止時間を解除した間の搬入台数は23時台に2台、24時台に7台、合わせて9台でございました。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 11番前田和彦君。

○11番（前田和彦君） 令和4年12月31日の深夜の搬入に関しましては、事業者が搬入できる体制を一度作ってみようということで対応いただけたということでありませう。

これを常時行うというのは、現状の体制では難しいということをお伺いしましたが、これから新しい職員が入って、もしかしたらノウハウのある職員が今後御定年を迎えられていくのかもしれない。災害が発生した時のお話も先ほどありましたが、様々な部分で少し余力を持って技術をこれからさらに継承して、例えば今後大きな工場を建設するとなると事業計画等を策定していくときにも当然必要となるということでしたので、体制を今後もしっかりと作っていただいて、そして現場サイドから今回のような切実な声が上がってきた時には、組合としては対応できることがあるのではないかな等を御検討いただき、許可業者とも連携を図りながら環境行政を進めていただきたいということを申し上げて、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（高山美佳君） 次に長岡ゆりこ君の質疑を許します。

15番長岡ゆりこ君。

（15番長岡ゆりこ君、発言席へ）

○15番（長岡ゆりこ君） 日本共産党大阪市会議員の長岡ゆりこです。

議長、資料の配付をお願いいたします。

○議長（高山美佳君） 長岡ゆりこ君より、資料配付の申出がありますので、これを許可いたします。

○15番（長岡ゆりこ君） 配っていただきながら、私の方から議案第3号、大阪広域環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例案についてお聞きをしたいと思います。

今年度から、環境施設組合が設立されて初めての新規採用もあるとのことですが、職員数が484人から458人と差し引きで26人の減になっています。多いなと思います。その内訳についてまず教えてください。

○議長（高山美佳君） 理事者の答弁を許します。

吉村総務部総務課長。

（総務部総務課長吉村直也君、答弁席へ）

○総務部総務課長（吉村直也君） お答えいたします。

令和5年度の職員定数につきましては、令和4年度末の定年退職等及び再任用職員の任期満了等により43人の減少となります。

一方で、技能職員の新規採用5人と再任用12人により17人の増加となり、これらを差し引きした結果、令和4年度と比較し、26人の減少となります。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 15番長岡ゆりこ君。

○15番（長岡ゆりこ君） ありがとうございます。

新規職員は5人採用するけれども、退職などで差し引きトータルが26人の減になるということなんです。

お配りした資料を御覧になっていただきたい。表の方ですけど、これは昨年9月の決算時に決算審査意見書で示された各焼却工場の概要が分かる一覧になっております。住之江工場は休止中のため記載はありませんが、各施設の職員数が63人から74人になっていることが分かります。環境施設組合にお聞きしましたら、1工場当たりだいたい70人くらいの運営が望ましく、舞洲工場は少し多く必要であるということですので、減らす必要はないはずなんです。それではなぜ、26人も減らすことになるのかということですが、本日皆さんからも質疑されているとおり、民間委託をしていくから人員を減らすということですね。つまり、職員数のことは、工場運営の民間委託と大きく絡む問題ですので、引き続き議案第7号、鶴見工場建替・運転委託に関連してお伺いしたいと思っております。

住之江工場で採用したDBO方式は、工場の設計・施工から、現在、環境施設組合が行っている運営業務を一括して、民間事業者に委託する方式と伺っています。

一方、鶴見工場で採用する運転業務委託は、現在、環境施設組合の技能職員が行っている日常の運転監視や点検等の業務を民間事業者に委託するとお聞きしております。

住之江工場、鶴見工場の2工場とも、方法は違えど民間委託する事業となっていますが、ごみ焼却工場の運営を民間委託した場合と直営による運営の場合のメリット、デメリットをどのように考えているのかという点をお聞きしたい。

皆さんにはお配りいたしました資料のメリット、デメリットの表を御覧になっていただきながら、お聞きいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（高山美佳君） 宮井施設部建設企画課長。

（施設部建設企画課長宮井勝久君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（宮井勝久君） お答えいたします。

平成24年度の大阪府市統合本部会議におきまして、ごみ焼却工場の運営形態別のメリットやデメリットの比較検討が示されました。

その中で、民間委託の場合、メリットとしまして、年度ごとの財政負担が平準化されることや運営コスト削減が可能であるほか、民間の創意工夫、ノウハウを活用した施設整備、運営が可能であること等が挙げられました。

また、デメリットとしては、公共側の技術水準の低下が懸念されることや、災害ごみの受入れに際し、受託者の了解を得るなど迅速な対応ができない可能性があることのほか、事業者による事業運営の監視・透明性を確保するためのモニタリングが必要であることが挙げられました。

一方、直営の場合、メリットとして、職員の技術水準の維持、向上が確保できる。周辺住民に対する信頼度が高い。災害時や炉の故障等の搬入変更や稼働計画の変更が一体的かつ速やかに対応できることなどが挙げられました。

また、デメリットとしましては、費用対効果の意識が薄い。民間の創意工夫やノウハウの発揮が困難であることなどが挙げられました。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 15番長岡ゆりこ君。

○15番（長岡ゆりこ君） ありがとうございます。

ここでお配りした資料の表を注目していただきたいポイントは、左下の直営のデメリット2点書いてありますけれども、1つ目は「費用対効果の意識が薄い」、2つ目は「民間の創意工夫やノウハウの発揮が困難である」。これは直営を止める理由になるのでしょうか。民間でなければ費用対効果の意識を持っていないようでは困るわけで、費用対効果の意識を持てばいいのではないのでしょうか。直営の中でこそ改善すべき点だと考えます。

また、民間のノウハウの発揮ができないというのは当たり前ですよね、直営ですから。創意工夫も直営の中でどんどんやればいい。直営だから創意工夫ができないと考えるのが大きな間違いではないですか。このデメリット2つとも、デメリットでなくすことができると思

います。

そして、委託の方のデメリットですが、「技術力の低下」、「機動性の低下」、「リスク」のところには項目が列挙されています。なかでも、「事故等不測の事態における責任の所在が曖昧」という点は、昨年12月3日に発生した大阪市の平野下水処理場にある汚泥固形燃料化事業施設、いわゆる汚泥炭化炉で爆発事故がありましたよね。民間委託事業者からの謝罪は、電話がかかってきた3件だけに行って、周辺への謝罪・説明がなされていないという点が、5日後の12月8日に行われました大阪府市建設港湾委員会でも問題とされていました。やはり、直営のメリットである「周辺住民に対する信頼度が高い」という点を重要視しなければならないのではないのでしょうか。

また、直営メリットの一番上の「技術水準の維持」。技術者の確保と次の人員の育成が必要ということは、皆さんの共通認識だと考えます。これを踏まえて、冒頭お聞きしました職員人数に戻りますが、資料の表の各工場の職員数、住之江工場のDBO方式は株式会社タクマが運営委託を受けていて、株式会社タクマから36人程度人員が配置されると聞いております。環境施設組合の職員も配置されないわけではなく、搬入物検査などがありまして10数人は配置するとのことですが、メインは委託された業者になっていくというのが現状だということですよ。

鶴見工場の方も、職員同じく36人程度配置されるということですけど、その他計画管理などで環境施設組合の職員が減っていくので、もう少し当然職員は配置されていくという形になるとお聞きしております。

どちらの工場も民間委託を進めることで、環境施設組合の技能職員の方は退職不補充という形で続けていって、来年度も26人の職員が減ることになるのですが、先ほどのお話の中では、平均年齢が55歳を超える職場に20代の若い方たちを新規で雇うと、育成についての懸念の質疑も本日行われたと思いますけれど、現場の技能職員を大切に、次の世代を育てるためにも、技術継承に一番力を入れる必要があると思います。民営化して、職員をさらに減らしていくということに血道を上げている場合ではないのではないのでしょうか。70人程度が望ましいという各工場の職員数が、この表を見ていただくように、舞洲工場以外はほぼ65人以下になっていることも、いかにギリギリな仕事をさせているか数値で表れていると思います。人員削減ではなく、技能職員を大切

にして、各工場70人以上に戻して行って技術継承を丁寧に図る必要があるというこの一点。

もう一点、いわゆるNIMBY（ニンビー）問題ですよね。Not In My Backyard（ノットインマイバックヤード）。この問題を抱えているごみ処理施設です。住民との信頼、ごみ処理施設の運営・存続のためには欠かせませんよね。そのためにも、直営を維持することは大切だと考えます。

この2点を大きな理由として、議案第2号、3号及び7号については反対の意思表示をさせていただきます。

○議長（高山美佳君） 15番長岡ゆりこ君。

○15番（長岡ゆりこ君） 最後に議案第2号の予算の中の埋立処分についてもお聞きしたいと思います。

焼却処理を行った後の焼却灰について、最終処分量の見込みですけれど、令和5年度予算で焼却灰の量をどのくらいと見込んでいるか、また、焼却灰の処分先は北港処分地とフェニックス処分場の2カ所あると思いますが、令和5年度予算における処分場ごとの割合と、過去3年間のフェニックスでの処分量の推移を教えてくださいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高山美佳君） 藤井施設部施設管理課長。

（施設部施設管理課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（藤井良一君） お答えいたします。

令和5年度につきましては、約15万3,000トンの焼却灰の処理を見込んでおります。そのうち、北港処分地には約8万2,000トンで約53%、フェニックスには約7万1,000トンで約47%の処理を見込んでおります。

また、過去3年間のフェニックスでの処理量は令和元年度が約2万4,000トン、令和2年度が約3万4,000トン、令和3年度が約5万トンであり、増加傾向となっております。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 15番長岡ゆりこ君。

○15番（長岡ゆりこ君） ありがとうございます。

皆さん御存じのとおり、フェニックスに処分するには投棄費用がかかります。フェニックスの処分費用ですけれど、今、環境施設組合から搬送して行って埋め立ててもらっている大阪沖が共用開始するタイミングで一般廃棄物の処分料金は1トン当たり4,830円から5,250円に値上がりしました。その後2011年から3年ごとに3回に分けて値上げされて、現状は11,110円にまでなってい

ます。4,830円から比較すると2.3倍の処分料になっています。今後も値上げの話がささやかれているとも聞いております。

フェニックスへの処理量が増加傾向にあるとの今の御答弁でした。フェニックスの処分費用を見れば、令和元年の決算しか引用できなかったのですが、約3億1,000万円。今回の予算案では27ページを御覧になってください。9億2,000万円強と約3倍になっています。今後もこの処分費用が上がることはあっても、下がることはないだろうというのが現状ですよ。

また、フェニックスができた時の法整備で、新たに大阪市独自とか、環境施設組合独自で海面埋立ての最終処分場を作ることはできなくなったということです。現状の夢洲で最終処分場が埋まってしまったら、処分費用のかかるフェニックスしか埋立先はなくなります。さらなる値上げを提案されても、ほかに埋め立てることができないのですから、受け入れざるを得ないということにもなりかねません。

現状の夢洲1区は、埋立進捗率88%で近年は毎年1%弱ずつ埋めているということですが、終わりがもう見えてきてしまっている今、延命化に本気で真剣に取り組まなければならない時です。大阪市会でも提案させていただきましたが、現状の計画要領の上に1.5メートル上乗せして処分をすれば、プラス9.4年の容量が確保できるとの試算もできます。トイレのないお家に住めないように、都市機能に必要な最終処分場の延命化の方が万博よりも大切と考えます。

環境施設組合としても、処分費用を抑えていくためにも、夢洲1区のさらなる延命化を構成各市と連携して進めていく必要があるのではないのでしょうか。構成市のリサイクルの推進、ごみの発生抑制など、さらに進めていただきながら、特に夢洲を持っている大阪市には埋立容量を増やすことも提案し、大事に大事に長く埋め立てられるように対策を講じることが必要です。今回の予算でも延命化の必要性をもっと強調して欲しい。働きかけを強化するという点が不十分ではないかというところを指摘させていただいて、議案第2号の予算については、この点でも反対の立場を表明いたしまして、私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○議長（高山美佳君） 次に畑中一成君の質疑を許します。

17番畑中一成君。

（17番畑中一成君、発言席へ）

○17番（畑中一成君） 大阪広域環境施設組合は、国のごみ処理施設の集約化・広域的处理の方針や大阪市、八尾市、松原市のごみ処理体制における課題等を踏まえて、3市で協議を重ねた結果、平成26年11月に設立され、翌27年4月から3市による共同処理が開始されました。その後、令和元年10月に守口市が加入し、令和2年4月からは4市による共同処理が実施されています。

この組合の設立によって、4市のごみ焼却処理事業を一つの組織で行うことで、長期的・安定的な処理体制が構築されて、効果的・効率的な事業運営が可能となったことは、組合構成市にとって市民負担を軽減する観点からそれぞれに大きなメリットがあったと認識しています。こうした視点に立って、令和5年度予算案の審議に関し、経営計画について質疑を行いたいと思います。

この経営計画は、大阪広域環境施設組合の事業運営の基本的な方針を示すとともに、組合の様々な経営課題の解決に向けた具体的な取組を定めたものであると認識しています。議会案件の説明において、令和3年2月に策定した経営計画ですが、今般、計画期間中の収支見込みについて追加で記載する修正を行う予定との説明を受けました。

そこで、今般、経営計画に収支見込みを追記した理由についてお聞きしたい。あわせて、追加された収支見込みの計数算定の考え方も聞きたい。いかがでしょうか。

○議長（高山美佳君） 理事者の答弁を許します。

嶋村総務部経理課長。

（総務部経理課長嶋村浩一君、答弁席へ）

○総務部経理課長（嶋村浩一君） お答えいたします。

令和3年2月に策定いたしました経営計画の計画期間は、当組合の一般廃棄物処理基本計画の計画期間の終了年度に合わせて令和7年度までとしております。

今般、現在の計画期間の中間年度を迎えますこと、住之江工場が今年度末で竣工し、次年度からは鶴見工場建替事業について新たに着手し、契約議案を本議会で御審議いただくことに至りましたことから、計画期間中のごみ処理量に基づく収支の見込みを追記することとしております。

次に、収支見込みの計数算定の基本的な考え方についてのお尋ねでございますが、令和2年度・3年度は、歳出歳入経費ともに決算金額を記載し、令和4年度から令和7年度までは見込額を記載しております。

算定に際して、歳出見込は工場更新経費・公債費とその他の経費に分けて算出し、歳入見込はその経費の財源内訳となっております。

工場更新経費については、鶴見工場の更新経費及びその財源内訳を現時点での整備計画に基づき算出しており、公債費については、既に発行済みの起債の償還計画及び新規発行予定債の償還予定に基づき算出しております。

その他の経費のうち、人件費については現時点での各年度の予定配置人員により算定しており、物件費及び主な自主財源である発電収入の見込み等については、各構成市の一般廃棄物処理基本計画に定められたごみ処理量及び直近の実績に基づき算定しております。

こうした経費を積み上げて、歳出総額から歳入総額を差し引いて各構成市からの分担金を算出しております。今後、工場更新経費、公債費の増加に伴い、分担金は増加傾向が続く見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 17番畑中一成君。

○17番（畑中一成君） 只今の答弁では、今後は更新経費・公債費の増が見込まれることから、各構成市の分担金も併せて増加傾向にあるとのことですが。

そこで、各構成市の分担金の計算方法と今後の変動要因について改めて確認をしたい。

また、環境施設組合としては、令和7年度までの収支見込みを算出しておりますが、構成市への説明を行っていく観点から、もう少し長期的な計画を策定していくことも必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（高山美佳君） 嶋村経理課長。

（総務部経理課長嶋村浩一君、答弁席へ）

○総務部経理課長（嶋村浩一君） お答えいたします。

各構成市の分担金の計算方法につきましては、分担割合は、構成市間で定めた大阪広域環境施設組合同約に基づき、各構成市の計画ごみ量で按分しております。

また、今後の分担金の変動要因としましては、工場建て替え事業の進捗に伴う更新経費・公債費のほか、ごみ処理量の変動、エネルギー価格や物価の変動などによる歳出経費の変動及び発電収入の売電価格の変動等が見込まれます。

次に、長期的な計画策定の必要性についての御指摘ですが、今後、焼却工場の更新経費及び公債費の増嵩が見込まれる中、効率的で安定的な運営の観点から、長期

的な収支見込みの算定は組合・各構成市双方にとっても必要と認識しております。

しかしながら、算定には各構成市のごみ処理量の予測は必須でございますが、一般廃棄物処理基本計画の計画期間は各構成市で異なっておりますことから、現在の環境施設組合の一般廃棄物処理基本計画は、令和7年度までとしております。これに伴いまして経営計画の収支見込みも令和7年度までとなっております。

今後、一般廃棄物処理基本計画の改定を踏まえまして経営計画の改定を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（高山美佳君） 17番畑中一成君。

○17番（畑中一成君） 次期の一般廃棄物処理基本計画の改定時期に合わせて、経営計画の改定も行っていくということですが、令和7年で組合設立10年の節目を迎えること、各構成市の市民への説明を行っていく観点から、可能な限り長期の計画を策定していただきたいと思っております。

また、質疑の冒頭でも申し上げましたが、大阪広域環境施設組合における構成4市の一般廃棄物の共同処理は、構成市の市民負担を低減する観点からも非常に有効な取組であり、今後とも、安定的・効率的な廃棄物処理体制の充実に向けた取組を進めていただきたいと思っております。あわせて、リサイクルの推進、ごみ減量を構成市とともに推進するため、大阪広域環境施設組合もその立場から知恵を出して取り組んでいただきたいと要望して、私の質疑を終わります。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（高山美佳君） これをもって、質疑を終結いたします。

○議長（高山美佳君） これより採決に入ります。

まず、議案第1号、議案第4号ないし議案第6号及び議案第8号について、採決いたします。

○議長（高山美佳君） お諮りいたします。議案第1号、議案第4号ないし議案第6号及び議案第8号について、いずれも原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高山美佳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第4号ないし議案第6号及び議案第8号について、いずれも原案どおり可決されました。

○議長（高山美佳君） 次に議案第2号、議案第3号及び議案第7号について、起立により採決いたします。

○議長（高山美佳君） お諮りいたします。

議案第2号、議案第3号及び議案第7号について、いずれも原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高山美佳君） 多数であります。よって、議案第2号、議案第3号及び議案第7号については、いずれも原案どおり可決されました。

○議長（高山美佳君） 次に、日程第10、議案第9号、監査委員の選任についてないし日程第12、議案第11号、公平委員会委員の選任についてを一括して議題といたします。

○議長（高山美佳君） 理事者の説明を求めます。

青野事務局長。

（事務局長青野親裕君、答弁席へ）

○事務局長（青野親裕君） 議案第9号、監査委員の選任について、御説明申し上げます。

監査委員阪井千鶴子氏の任期が今年度末で満了いたしますので、再び選任いたしたいと存じます。

阪井氏の経歴につきましては、お手元配付の略歴のとおりでございます。人格・識見ともに優れ、本組合の監査委員として適任と存じます。

次に、議案第10号、懲戒審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

懲戒審査委員会委員、林和宏氏、水島郁子氏、村角明彦氏の任期が今年度末で満了いたしますので、再び選任いたしたいと存じます。

各委員の経歴につきましては、お手元配付の略歴のとおりでございます。人格・識見ともに優れ、本組合の懲戒審査委員会委員として適任と存じます。

次に、議案第11号、公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

公平委員会委員、水島能伸氏の任期が今年度末で満了いたしますので、再び選任いたしたいと存じます。

水島氏の経歴につきましては、お手元配付の略歴のとおりでございます。人格・識見ともに優れ、本組合の公平委員会委員として適任と存じます。

以上、日程第10、議案第9号、監査委員の選任についてないし日程第12、議案第11号、公平委員会委員の選任について御説明いたしました。

御審議の上、何とぞ御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高山美佳君） これより採決に入ります。  
議案第9号ないし議案第11号について一括して採決  
いたします。

○議長（高山美佳君） お諮りいたします。  
議案第9号ないし議案第11号について、これに同意  
することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高山美佳君） 御異議なしと認めます。よって、  
議案第9号ないし議案第11号について、これに同意する

ことに決しました。

閉 議

○議長（高山美佳君） 本日の日程は以上で終了いたし  
ました。

閉 会

○議長（高山美佳君） 本定例会はこれをもって閉会い  
たします。

午後3時38分閉会

---

大阪広域環境施設組合議会議長

高 山 美 佳

大阪広域環境施設組合議会議員

工 藤 百合子

大阪広域環境施設組合議会議員

岡 田 妥 知

○大阪広域環境施設組合議会（定例会）会議録（令和5年2月6日）（終）